**とっぴーX運用方針**

とっぴー出演情報やつぶやきのほか、市の取り組みやイベント情報（以下「行政情報など」）を即時に発信するため、とっぴーX（以下「本アカウント」）を開設しています。本アカウントを通じての情報発信にあたり、利用する皆さんに誤解や混乱を生まないよう、本アカウントの運用方針を以下のとおり定めます。

１．アカウント情報など

（１）ソーシャルメディアサービス名：X

（２）アカウント名：とっぴー@富田林市公式キャラ

（３）X URL：https://x.com/toppy\_tondasns

２．アカウント管理者

富田林市市長公室都市魅力課

３．対応時間

原則、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く午前９時から午後５時３０分に、必要に応じて不定期に投稿します。なお、この時間帯以外にも投稿する場合があります。

４．コメントに対する返信など

（１）X利用者（以下「ユーザー」）からのコメントに対し、必要に応じて返信をすることがあります。

（２）「ダイレクトメッセージ」に対する対応は、原則行いません。各投稿の内容に対する詳細なお問い合わせは、その投稿に関係する市役所内の各部署へお問い合わせください。富田林市へのご意見・ご感想につきましては、富田林市ウェブサイト（http://www.city.tondabayashi.lg.jp/）をご利用ください。

（３）本アカウント以外のXアカウント及び投稿に対する「いいね」等は原則としてしません。

５．禁止行為

ユーザーが本アカウントにコメントを投稿するにあたり、下記の事項に該当する行為を禁じます。禁止行為をした、または、する恐れがあるとアカウント管理者が判断した場合には、事前に通告する事なくコメントの削除、投稿の通報などをすることがあります。

（１）本人の承諾なく個人情報を特定、開示、漏洩する行為。

（２）とっぴー、富田林市または第三者を誹謗、中傷し、または名誉もしくは信用を傷つける行為。

（３）とっぴー、富田林市または第三者の著作権、肖像権、その他知的財産権を侵害する行為。

（４）他のユーザーまたは第三者などになりすます行為。

（５）本アカウントの掲載内容に対して著しくかけ離れている行為。

（６）政治活動、選挙活動、宗教活動またはこれらに類似している行為。

（７）商品、店舗、会社の宣伝など商業目的の行為。

（８）公序良俗に反する行為。

（９）違法やわいせつな情報を投稿する行為。

（１０）Xが定める不正行為に該当する行為。

（１１）その他、アカウント管理者が不適切と判断した行為。

６．著作権

（１）本アカウントに掲載している個々の情報（文章、写真、イラストなど）に関する知的財産権（商標権、著作権などの全ての権利）は、富田林市あるいは富田林市以外の原著作者などに帰属します。

（２）投稿にかかる著作権などは、当該投稿を行ったユーザー本人に帰属しますが、投稿されたことをもって、ユーザーは富田林市に対し、当該コンテンツを全世界において無償で非独占的に使用する権利（加工、抜粋、複製、公開、翻訳などを含む）を許諾したものとし、かつ、富田林市に対して著作権などを行使しないことに同意したものとします。

（３）本アカウントの内容について、「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合および「リポスト」機能を使用するなど、転載の対象となる内容を改編しない、また、出所を明記する場合を除き、無断で複製・転載することはできません。

７．個人情報の取り扱い6

本アカウントで取得した個人情報については、富田林市ウェブサイト（https://www.city.tondabayashi.lg.jp/）内の「富田林市のウェブサイトについて（基本的な考え方・個人情報保護・リンク）」に準じて適切に取り扱います。

８．免責事項

（１）本アカウントでの投稿内容は細心の注意を払っていますが、情報の正確性、完全性、有用性について保証するものではありません。

（２）富田林市は、ユーザーが本アカウントを利用したこと、または利用することができなかったことによって生じるいかなる損害について、一切責任を負いません。

（３）富田林市は、ユーザーにより投稿（コメント、写真、動画など）されたコンテンツについて、一切責任を負いません。

（４）富田林市は、本アカウントに関連して、ユーザー間またはユーザーと第三者間でトラブル・紛争が発生した場合であっても、一切責任を負いません。

（５）本アカウントは、X社のシステムによって運用されています。X社のシステム運用に関して、一切お答えすることはできません。また、Xサイト、X社ならびに第三者から提供されているソフトウェアやアプリの機能、利用方法、技術的なご質問に関しても、お答えすることはできません。

（６）富田林市は、予告なく運用方針の変更や運用方法の見直しまたは中止をする場合があります。

９．問い合わせ

富田林市　市長公室　都市魅力課

電話：０７２１－２５－１０００（内線３２６）

１０．適用

この運用方針は、令和６年1月23日から適用します。